

さいたま市告示第1270号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和6年7月23日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ダイエー南浦和東口店

所 在 地 さいたま市南区南浦和三丁目1364-4 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 株式会社ダイエー

代 表 者 代表取締役 西峠 泰男

住 所 兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目1番1

(3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前) 株式会社ダイエー 代表取締役 近澤 靖英

(変更後) 株式会社ダイエー 代表取締役 西峠 泰男

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者の名称	代表者氏名	住所	主として販売する物品	変更内容	変更日
株式会社ダイエー	代表取締役 近澤 靖英	兵庫県神戸市中央区 港島中町四丁目1番1	食料品、衣料品、生活用品	—	—

(変更後)

小売業者の名称	代表者氏名	住所	主として販売する物品	変更内容	変更日
株式会社ダイエー	代表取締役 西峠 泰男	兵庫県神戸市中央区 港島中町四丁目1番1	食料品、衣料品、生活用品	代表者の変更	2022年 3月1日
株式会社セリア	代表取締役 河合 映治	岐阜県大垣市外渕2丁目38番地	住居余暇	新規出店	2018年 6月11日

(4) 変更の年月日

ア 令和4年3月1日

イ 上表変更日のとおり

(5) 変更する理由

ア 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名の変更による

イ 小売業者の代表者氏名変更、新規出店による

2 届出年月日

令和6年7月12日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和6年7月23日から令和6年11月25日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944

(2) 浦和区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

電話 048(829)6179

FAX 048(829)6235

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和6年7月23日から令和6年11月25日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1944